

株主各位

第38回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

2018年6月5日

ソフトバンクグループ株式会社

## 目 次

### 事業報告

「ソフトバンクグループ(株)の現況 **5** 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」 . . . 3 頁

連結持分変動計算書 . . . 8 頁

株主資本等変動計算書 . . . 9 頁

連結注記表 . . . 10 頁

個別注記表 . . . 55 頁

上記各事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.softbank.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

## ソフトバンクグループ(株)の現況

### 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

ソフトバンクグループ(株)の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

#### 【1】業務の適正を確保するための体制

##### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役・使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範として、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOはソフトバンクグループ(株)のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、定期的にコンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役会に報告する。
- ② 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン（内部通報窓口）を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ③ 内部監査部門は、法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長、担当取締役へ報告する。また、当該監査結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ソフトバンクグループ(株)は、取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- ① 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。
- ② 情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任し、CISOは情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソフトバンクグループ(株)は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

- ① 「リスク管理規程」に基づき、各リスクに対応する責任部門を特定し、各責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、所定のエスカレーションフローに則り、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。
- ② 総務部は、各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理プロセスの有効性について監査を行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- ② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役に独立した立場の社外取締役を含める。
- ③ 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- ④ 「業務分掌および職務権限に関する規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、グループの基本思想、理念の共有を図る「ソフトバンクグループ憲章」、およびグループ会社に対する管理方針・管理体制等を規定する「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」を定めるとともに、グループ会社およびその取締役・使用人が遵守すべき各種規則等を定め、グループ会社の規模や重要性等に鑑み、以下の体制を整備する。

- ① 当社グループのコンプライアンスの総責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を選任し、GCOはグループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化を推進する。また、グループ会社の取締役・使用人からの報告・相談を受け付けるグループホットラインを設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、グループホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ② 当社グループの情報セキュリティの総責任者であるグループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を選任し、GCISOはグループ全体の情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。
- ③ グループ各社の代表者からのソフトバンクグループ(株)に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
- ④ 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断するグループ各社に対して監査を行う。
- ⑤ グループ各社においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、ソフトバンクグループ(株)に対するエスカレーションフローに則り、ソフトバンクグループ(株)の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。

#### 6. 反社会的勢力排除に向けた体制

ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得る。

#### 8. 監査役への報告体制

ソフトバンクグループ(株)の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社グループに関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- ② コンプライアンス体制に関する事項およびホットライン利用状況
- ③ 内部統制システムの整備状況
- ④ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ⑤ 法令・定款違反事項
- ⑥ 内部監査部門による監査結果
- ⑦ その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① ソフトバンクグループ(株)は、監査役が必要と認めた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図る。
- ② ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループコンプライアンス規則」において、監査役に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、ソフトバンクグループ(株)が負担する。

## 【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修ならびにGCOからCCOに対するコンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施している。また、ソフトバンクグループ(株)は、当社グループの取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、当社グループ全体のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

### 2. リスク管理に関する事項

「リスク管理規程」に基づき、ソフトバンクグループ(株)における各リスクに対応する責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っているほか、総務部が各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役会に報告している。当社グループ各社においても各社でリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っている。

### 3. グループ管理に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、持株会社としてグループ会社を管理・監督するに当たって、「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」ならびにグループ会社およびその役職員が遵守すべき各種規則を定め、上場会社など、既に十分な社内体制を備えていると認められる会社や特別目的会社などを除き、当該規程・規則をグループ会社に適用している。なお、2017年度に当社グループに加わった会社のうち、当該規程・規則を適用することが法令または規制に抵触する可能性があるグループ会社については、関係当局との調整等を踏まえて、適法な範囲で当該規程・規則を適用できるよう対応を進めている。また、これらの対応を含め、当社グループの管理体制について、継続的に充実・強化を行っている。

#### 4. 内部監査に関する事項

内部監査部門により、ソフトバンクグループ(株)の法令および定款の遵守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断するグループ各社への監査を継続して実施しており、監査結果を都度社長に報告している。

#### 5. 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」「業務分掌および職務権限に関する規程」等の社内規程に基づき、ソフトバンクグループ(株)の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては独立した立場の社外取締役を含め十分に審議できる環境を確保している。

#### 6. 監査役の職務執行に関する事項

監査役はソフトバンクグループ(株)の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

# 連結持分変動計算書

(2018年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本 性金融商品	利益剰余金	自己株式
2017年4月1日	238,772	245,706	—	2,958,355	△67,727
包括利益					
純利益	—	—	—	1,038,977	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—
包括利益合計	—	—	—	1,038,977	—
所有者との取引額等					
その他資本性金融商品の発行 剰余金の配当	—	—	496,876	—	—
その他の資本性金融商品の所有者に対する分配	—	—	—	△47,933	—
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—	—	△15,852	—
自己株式の取得及び処分	—	—	—	7,438	—
企業結合による変動	—	—	—	△726	1,269
支配継続子会社に対する持分変動	—	△31,293	—	—	—
関連会社の支配継続子会社に対する持分変動	—	△5,133	—	—	—
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動	—	40,820	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	6,668	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	11,062	496,876	△57,073	1,269
2018年3月31日	238,772	256,768	496,876	3,940,259	△66,458

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の包括 利益累計額	合計		
2017年4月1日	211,246	3,586,352	883,378	4,469,730
包括利益				
純利益	—	1,038,977	198,835	1,237,812
その他の包括利益	114,151	114,151	△22,431	91,720
包括利益合計	114,151	1,153,128	176,404	1,329,532
所有者との取引額等				
その他資本性金融商品の発行 剰余金の配当	—	496,876	—	496,876
その他の資本性金融商品の所有者に対する分配	—	△47,933	△30,889	△78,822
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	△7,438	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	543	—	543
企業結合による変動	—	—	52,673	52,673
支配継続子会社に対する持分変動	—	△31,293	△4,410	△35,703
関連会社の支配継続子会社に対する持分変動	—	△5,133	—	△5,133
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動	—	40,820	—	40,820
株式に基づく報酬取引	—	6,668	12,131	18,799
その他	—	—	△441	△441
所有者との取引額等合計	△7,438	444,696	29,064	473,760
2018年3月31日	317,959	5,184,176	1,088,846	6,273,022

# 株主資本等変動計算書

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 剰 余 金 計	利 剰 余 益 金 計	剰 余 益 金 計		
2017年4月1日 残 高	238,772	472,079	472,079	1,414	3,061,720	3,063,134	△67,727	3,706,258	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	△47,933	△47,933	—	△47,933	
当期純利益	—	—	—	—	204,676	204,676	—	204,676	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△41	△41	
自己株式の処分	—	—	—	—	△726	△726	1,310	584	
株主資本以外の 項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	156,017	156,017	1,269	157,286	
2018年3月31日 残 高	238,772	472,079	472,079	1,414	3,217,737	3,219,151	△66,458	3,863,544	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2017年4月1日 残 高	△447	△22	△469	2,016	3,707,806
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△47,933
当期純利益	—	—	—	—	204,676
自己株式の取得	—	—	—	—	△41
自己株式の処分	—	—	—	—	584
株主資本以外の 項目の 事業年度中の 変動額(純額)	4,588	22	4,610	6,688	11,298
事業年度中の 変動額合計	4,588	22	4,610	6,688	168,584
2018年3月31日 残 高	4,141	—	4,141	8,704	3,876,390

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結計算書類の作成基準

ソフトバンクグループ(株)および子会社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

なお、本連結注記表において、文脈上別異に解される場合または別段の記載がある場合を除き、以下の社名または略称は以下の意味を有します。

社名または略称	意味
ソフトバンクグループ(株)	ソフトバンクグループ(株)(単体)
当社	ソフトバンクグループ(株)および子会社
※以下の略称の意味は、それぞれの会社の傘下に子会社がある場合、それらを含みます。	
スプリント	Sprint Corporation
ブライトスター	Brightstar Global Group Inc.
アーム	Arm Limited (注)
ソフトバンク・ビジョン・ファンド	SoftBank Vision Fund L.P. SoftBank Vision Fund (AIV M1) L.P. SoftBank Vision Fund (AIV M2) L.P. SoftBank Vision Fund (AIV S1) L.P.
デルタ・ファンド	SB Delta Fund (Jersey) L.P.
フォートレス	Fortress Investment Group LLC
アリババ	Alibaba Group Holding Limited

(注) 当事業年度において、Arm Holdings plcおよびその子会社の組織再編を実施したことに伴い、主たる事業会社であるArm Limitedを掲示しています。ソフトバンクグループ(株)は、ソフトバンク・ビジョン・ファンドへの出資コミットメント額のうち約82億米ドル相当について、Arm Limited株式を活用して支払義務を履行します。当期末においてソフトバンク・ビジョン・ファンドは同社発行済株式総数の19.7%を保有しており、ソフトバンクグループ(株)によるArm Limited株式を活用した支払義務履行の完了時には、ソフトバンク・ビジョン・ファンドは同24.99%を保有する予定です。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1,142社

主要な連結子会社の名称

ソフトバンク(株)、Sprint Corporation、ヤフー(株)、Brightstar Global Group Inc.、Arm Limited、SoftBank Vision Fund L.P.、SB Delta Fund (Jersey) L.P.、SoftBank Group Capital Limited

新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由

Fortress Investment Group LLC

(株)ジャパンネット銀行

新規取得による

株主間契約の変更に伴い、取締役の過半数を派遣することにより、持分法適用会社から異動

連結の範囲から除外された主な会社の名称および連結除外の理由

ソフトバンクグループジャパン合同会社

吸収合併により消滅

### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 396社

主要な持分法適用会社の名称

Alibaba Group Holding Limited

持分法適用の範囲から除外された主な会社の名称および持分法除外の理由

(株)ジャパンネット銀行

株主間契約の変更に伴い、取締役の過半数を派遣することにより、連結子会社へ異動

持分法を適用しない主な関連会社の名称および理由

WeWork Companies, Inc.

Flipkart Limited

ソフトバンク・ビジョン・ファンドからの関連会社に対する投資については、IAS第28号第18項に基づき、ベンチャー・キャピタル企業を通じて間接的に保有されている投資として、純損益を通じて公正価値で測定

### 4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

関連会社のアリババについては、同社との契約などにより、同社の報告期間を統一することが実務上不可能であるため、報告期間が3カ月相違した同社の財務諸表に持分法を適用しています。なお、同社が公表した当該期間差における重要な取引または事象については、必要な調整を行っています。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 金融資産の評価基準および評価方法

#### a. 金融資産

金融資産は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算しています。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

#### b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「FVTPLの金融資産」、「満期保有投資」、「貸付金及び債権」または「売却可能金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

#### (a) FVTPLの金融資産

金融資産は、売買目的保有であるか、またはFVTPLの金融資産に指定した場合に、「FVTPLの金融資産」に分類しています。

売買目的保有には、デリバティブ以外の金融資産で、主として短期間に売却する目的で取得した金融資産を分類しています。

FVTPLの金融資産には、文書化されたリスク管理方針または投資戦略に従った投資管理を行い、その実績を公正価値で測定し、これに基づいた業績評価および投資判断をマネジメントが行っている金融資産を指定しています。また、組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない金融資産について、その混合契約全体をFVTPLの金融資産に指定しています。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

なお、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドについては「(11) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに関する重要な会計方針 b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資 (b) 関連会社への投資、(c) その他の投資、c. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績表示、d. 当社からソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの移管を前提とした投資」をご参照ください。

#### (b) 満期保有投資

支払額が固定されているかまたは決定可能であり、かつ満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは「満期保有投資」に分類しています。

当初認識後、満期保有投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

#### (c) 貸付金及び債権

支払額が固定されているかまたは決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは「貸付金及び債権」に分類しています。

当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(d) 売却可能金融資産

以下のいずれかに該当する場合には「売却可能金融資産」に分類しています。

- ・「売却可能金融資産」に指定した場合
- ・「FVTPLの金融資産」、「満期保有投資」および「貸付金及び債権」のいずれにも分類しない場合

当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益および受取配当金は、純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

FVTPLの金融資産以外の金融資産のうち、売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は期末日および各四半期末日ごとに、それ以外の資産は期末日に減損の客観的証拠の有無を判断しています。金融資産について、客観的証拠により当初認識後に損失事象の発生があり、かつその事象による金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響が合理的に予測できる場合に減損損失を認識しています。

売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しています。その他にすべての金融資産について、減損の客観的な証拠として、以下の項目を含めています。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または遅延などの契約違反
- ・債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと
- ・金融資産についての活発な市場が消滅したこと

当社は、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集成的評価により検討しています。

貸付金及び債権または満期保有投資に対する減損の客観的な証拠がある場合は、その資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失とし、純損益で認識しています。貸付金及び債権は貸倒引当金を用いて減損損失を認識し、その後債権が回収不能であると判断した場合には、貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

満期保有投資の減損損失は直接帳簿価額を減額しています。その後の期間において減損損失の金額が減少し、その減少が減損損失認識後に発生した事象に客観的に関連している場合は、金融資産の帳簿価額に減損を認識しなかった場合の償却原価を超えない範囲で、以前に認識した減損損失を純損益で戻入れています。

売却可能金融資産に減損の客観的な証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えています。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は、減損損失の戻入れは行いません。

## c. デリバティブおよびヘッジ会計

### (a) デリバティブ

当社は、為替レート、金利および株価の変動によるリスクをヘッジするため、先物為替予約、通貨スワップおよびカラー取引などのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。

### (b) ヘッジ会計

当社は、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社は、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ対象である予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、以前にその他の包括利益で認識したその他の包括利益累計額を振り替え、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価の測定に含めています（ベシス・アジャストメント）。

当社がヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、ならびにヘッジがヘッジの有効性の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

### (c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融資産に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリ

バティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融資産に指定し会計処理しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主として携帯端末およびアクセサリー類から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

建物及び構築物	
建物	30～50年
その他	10～15年
通信設備	
無線設備、交換設備およびその他のネットワーク設備	5～30年
通信用鉄塔	10～42年
その他	5～40年
器具備品	
リース携帯端末	2～3年
その他	4～10年

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。

b. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出（自己創設無形資産）を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって、顧客基盤は主として級数法により、それ以外の無形資産は定額法により算定しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

ソフトウェア	
無線設備に係るソフトウェア	5～10年
その他	3～5年
テクノロジー	8～20年
顧客基盤	5～24年
周波数移行費用	18年
マネジメント契約	1.5～10年
有利なリース契約	7～23年
商標権（耐用年数を確定できるもの）	2～34年
その他	5～20年

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

周波数移行費用は、ソフトバンク(株)が割り当てを受けた周波数において、「終了促進措置」に基づき、既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生した費用のうち、当社が負担した金額です。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積もっています。

有利なリース契約とは、企業結合時に、被取得企業の借手のオペレーティング・リース契約の条件が、支配獲得日現在の市場の条件と比べて有利である場合、その将来キャッシュ・フローの有利な差異に係る公正価値を見積り、無形資産として認識しているものです。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下の通りです。

- ・米国連邦通信委員会（FCC）が付与する特定の周波数を利用するライセンス（以下「FCCライセンス」）
- ・商標権（耐用年数を確定できないもの）

FCCライセンスは規制当局の定める規制に準拠している限り、その更新・延長は最低限のコストで行うことができることから、FCCライセンスの耐用年数を確定できないと判断しています。

また、商標権のうち「Sprint」、「Boost Mobile」などの事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画している商標権については、耐用年数を確定できないと判断しています。

これらの耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、償

却は行っていません。これらの減損については「(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

#### (4) のれんの会計処理

当初認識時におけるのれんの測定は、「(10) 企業結合の会計処理」をご参照ください。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「(5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。

当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

#### (5) 有形固定資産、無形資産およびのれんの減損

##### a. 有形固定資産および無形資産の減損

当社では、期末日に、有形固定資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

#### b. のれんの減損

当社では、期末日および各四半期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

#### (6) 確定給付制度の会計処理

ソフトバンク(株)は、確定給付型退職一時金制度について、2006年3月および2007年3月を支給対象期間末として凍結しています。凍結した確定給付型退職一時金制度の債務は、従業員の将来の退職時に一時金として支払われるまで、確定給付負債として認識しています。

また、プリントは確定給付型年金制度について、2005年12月を支給対象期間末として凍結しています。凍結した確定給付型年金制度の債務は、従業員の将来の退職時より年金として支払われるまで、確定給付負債として認識しています。

確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定し、その現在価値は、給付が見込まれる期間に近似した優良社債の市場利回りに基づく割引率を用いて算定しています。

確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額および確定給付負債（資産）の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用および利息純額については、純損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しています。

なお、凍結した確定給付制度債務は、凍結時に確定した退職給付額に基づき算定しています。したがって、これらの確定給付制度については勤務費用の発生はありません。

当社では、再測定は数理計算上の差異および制度資産に係る収益（利息純額に含まれる金額を除く）から構成され、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えています。

#### (7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社が過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。

当社は引当金として、資産除去債務、リストラクチャリング引当金、利息返還損失引当金および受注損失引当金を認識しています。

リストラクチャリング引当金は、当社が詳細な公式計画を有し、計画の実施や特徴の公表などにより、影響を受ける関係者へリストラクチャリングの実行を予期させる場合に認識しています。

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。

## (8) 収益の認識基準

当社における主要な収益認識基準は、以下の通りです。

### 国内通信事業およびスプリント事業

#### a. 移動通信サービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信からなる移動通信サービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

移動通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「移動通信サービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者またはディーラーに対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社がディーラーに対して携帯端末を販売し、ディーラーを通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下の通りです。

#### (a) 間接販売

携帯端末売上はリスクと経済価値が移転したと考えられる携帯端末のディーラーへの引き渡し時点で認識しています。なお、ディーラーに対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

移動通信サービス収入は契約者にサービスを提供した時点で認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月の移動通信サービス収入から控除しています。

手数料収入のうち、契約事務手数料収入は、契約時から繰り延べられ契約者の見積平均契約期間にわたり収益として認識しています。また、機種変更手数料収入は契約者の見積平均端末利用期間にわたり収益として認識しています。なお、契約事務に係る直接費用については、契約事務手数料収入または機種変更手数料収入を限度として繰り延べられ、それぞれ同期間にわたって償却しています。

#### (b) 直接販売

直接取引の場合、携帯端末売上、移動通信サービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引の合計額を携帯端末および移動通信サービスの公正価値の比率に基づき、携帯端末売上および移動通信サービス収入に配分します。携帯端末を割賦販売した場合は、携帯端末を契約者に引き渡した時点で携帯端末に配分された金額を携帯端末売上として認識しますが、携帯端末を一括払いで販

売した場合は、携帯端末売上で認識される金額は、携帯端末販売時に契約者から受領する金額を上限としています。移動通信サービス収入に配分された金額は、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

#### b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス、データ伝送サービス、インターネット・プロバイダ料、ADSLサービス料、IP電話サービス料およびネットワーク使用料からなります（以下「固定通信サービス収入」）。

固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

#### ヤフー事業

ヤフー事業における収益は、検索連動型広告、ディスプレイ広告、eコマース関連の手数料収入、会員収入および物販売上からなります。

検索連動型広告については、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で収益を認識しています。ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク (YDN)」等からなります。プレミアム広告については、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。「Yahoo! ディスプレイアドネットワーク (YDN)」については、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しています。eコマース関連の手数料は、取引が発生した時点で収益を認識しています。会員収入は、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。また、物販売上は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

#### 流通事業

流通事業における収益は、主に、海外での通信事業者や小売業者への携帯端末の販売および日本国内でのパソコン向けソフトウェア、周辺機器、携帯端末アクセサリーの販売からなります。

流通事業の収益は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

なお、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

#### アーム事業

アーム事業における収益は、主に、アームのテクノロジーのライセンス収入およびライセンス先の企業がアームのテクノロジーを使用した製品を販売することにより生じるロイヤルティ収入からなります。

ライセンス収入は、製品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、

販売した製品に対して当社が継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

ロイヤルティー収入は、当社の顧客がアームのテクノロジーを含んだ製品を販売することにより生じます。ロイヤルティー収入は、経済的便益が当社に流入する可能性が高くなり、収益の額が信頼性を持って測定することができる場合に認識しています。ロイヤルティー収入は、当社の顧客がアームのテクノロジーを含んだ製品を出荷した四半期に、売上推移や製品情報に基づく見積りにより発生基準で認識しています。

## (9) 外貨の換算基準

### a. 外貨建取引

グループ各社の財務諸表は、その企業が営業活動を行う主要な経済環境における通貨（以下「機能通貨」）で作成しています。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は取引日の為替レートを用いて換算しています。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定される非貨幣性の売却可能金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額はその他の包括利益で認識しています。

### b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、期末日の為替レートにより日本円に換算しています。

収益および費用については、四半期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。ただし、取引日の為替レートによる換算の結果と近似しない場合には、取引日の為替レートを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の包括利益累計額に累積しています。

在外営業活動体について、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識しています。

## (10) 企業結合の会計処理

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社が移転した資産、当社が引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社が発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・ 繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・ 被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社の制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・ 売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社は、非支配持分を公正価値、または当社で認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社が以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社は、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

(11) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに関する重要な会計方針

a. 当社によるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の連結

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドは当社の100%子会社であるジェネラル・パートナーにより設立されたりミテッド・パートナーシップであり、その組織形態からストラクチャード・エンティティに該当します。当社は、以下の理由により、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを連結しています。

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドは、SB Investment Advisers (UK) Limited（以下、「SBIA」）に設置された投資委員会を通じて、投資の意思決定を行います。SBIAは当社の英国100%子会社であり、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対しIFRS第10号「連結財務諸表」に規定するパワーを有しています。また、SBIAが成功報酬を受け取り、当社はリミテッド・パートナーに帰属する投資成果に応じた分配をリターンとして受け取ります。当社は、ファンドに対するパワーを通じ、当該リターンに影響を及ぼす能力を有することから、各ファンドに対しIFRS第10号に基づく支配力を有しています。

なお、各ファンドから支払われるSBIAへの管理報酬および成功報酬等は内部取引として連結上消去しています。

b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資

(a) 子会社への投資

ソフトバンク・ビジョン・ファンドが投資している投資先のうち、当社がIFRS第10号で規定する支配を有している投資先は当社の子会社であり、その業績および資産・負債を当社の連結財務諸表に取り込みます。

なお、ソフトバンク・ビジョン・ファンドで計上した当社の子会社への投資にかかる投資損益は、内部取引として連結上消去します。

(b) 関連会社への投資

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドが投資している投資先のうち、当社がIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で規定する重要な影響力を有している投資先は当社の関連会社です。

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを通じた当社の関連会社への投資については、IAS第28号第18項に基づきFVTPLの金融商品として会計処理し、連結財政状態計算書上、「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」として表示しています。

(c) その他の投資

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを通じた当社のその他の会社への投資については、FVTPLの金融商品として会計処理しています。

c. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績表示

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業から生じる損益は、他の事業から生じる営業損益と区分して、営業利益の内訳として、連結損益計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。当該科目には、上記「b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資」から生じる投資損益（投資の売却による実現損益、投資の未実現評価損益、投資先からの利息配当収益。ただし、子会社株式に対する投資損益を除く。）と、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドを構成する事業体の設立費用、SBIAおよびSBIAに投資助言を行う日米アドバイザー会社等で発生した取引調査費用および各社で発生した管理費用などの営業費用が含まれます。

d. 当社からソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの移管を前提とした投資

ソフトバンクグループ(株)またはその子会社がソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの移管を前提として行った投資は、投資当初よりFVTPLの金融商品として会計処理しています。ただし、当該投資先が子会社に該当する場合は、移管決定の有無にかかわらず、上記「b. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資 (a) 子会社への投資」と同様に処理します。

(a) 移管を前提として当連結会計年度中に行った投資

当連結会計年度末において、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの移管が決定され、かつ関連規制当局によりその投資に必要な承認を受けた投資（以下、「移管が決定された投資」）については、投資当初からソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドが投資したのものとして、連結財政状態計算書上「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」、連結損益計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。

一方、当連結会計年度末において移管が決定されていない投資については、連結財政状態計算書上「投資有価証券」、連結損益計算書上「その他の営業外損益（FVTPLの金融商品から生じる損益）」として表示しています。

(b) 移管を前提として前連結会計年度以前に行った投資

当連結会計年度中に移管が決定された投資については、当連結会計年度の期首に移管が決定されたものとして、当連結会計年度は、連結財政状態計算書上「FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資」、連結損益計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの営業利益」として表示しています。

e. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対するリミテッド・パートナーの出資持分

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドは、参画するリミテッド・パートナーに対して資金拠出の要請（以下、キャピタル・コール）を行います。

(a) 当社以外のリミテッド・パートナーの出資持分

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに参画する当社以外のリミテッド・パートナー（以下、「外部投資家」）が保有するソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対する持分は、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントにおいて存続期間（最終クローリングから最低12年間）が予め定められており、存続期間満了時におけるリミテッド・パートナーへの支払いが明記されています。このため、連結財政状態計算書上「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分」として負債に計上し、「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。当該負債の帳簿価額は、各四半期末で同ファンドを清算したと仮定した場合、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントに基づき外部投資家に帰属する持分の金額です。

「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分」は、キャピタル・コールに基づく外部投資家からの払込、外部投資家への分配・返還、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績により変動します。このうち、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの業績による変動は、連結損益計算書上、「ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドにおける外部投資家持分の増減額」として表示しています。

外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の範囲外であるため、連結財政状態計算書に計上しません。

なお、2018年3月31日におけるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの外部投資家に対するキャピタル・コールの将来実行可能額は490億米ドルです。

(b) 当社の出資持分

リミテッド・パートナーとしての当社のソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドへの出資は、連結上消去します。

(12) 消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

**(表示方法の変更に関する注記)**

連結財政状態計算書

前事業年度において、「その他の金融資産」に含めて表示していた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。また、前事業年度において、「その他の金融負債 (非流動)」に含めて表示していた「デリバティブ金融負債」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

連結損益計算書

前事業年度において、独立掲記していた「企業結合に伴う再測定による利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の営業損益」に含めて表示しています。また、前事業年度において、独立掲記していた「関連会社株式売却益」「FVTPLの金融商品から生じる損益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の営業外損益」に含めて表示しています。

## (会計上の見積りの変更に関する注記)

1. 有形固定資産および無形資産の耐用年数の見直し  
ソフトバンク(株)は、通信設備の効率的な運用を検討した結果、一部の通信設備の除却および撤去の蓋然性が高まったため、耐用年数の見直しを行いました。これに伴い連結損益計算書上の「売上原価」が22,712百万円増加しました。
2. ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに対する外部投資家持分の出資持分の測定に関する見積り  
〔(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5.会計方針に関する事項 (11) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドに関する会計方針〕をご参照ください。
3. 資産の減損  
〔(連結損益計算書に関する注記) 1.その他の営業損益 (注6)〕をご参照ください。
4. 棚卸資産の評価減  
〔(連結損益計算書に関する注記) 1.その他の営業損益 (注7)〕をご参照ください。
5. 金融商品の公正価値  
当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドによる投資、同ファンドへの移管を前提とした投資および普通株式と特徴が実質的に異なる優先株式投資についてはFVTPLの金融資産として、公正価値の測定において見積りを行っています。同ファンドによる投資については〔(連結損益計算書に関する注記) 5.連結損益計算書に含まれるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益〕をご参照ください。
6. 繰延税金資産の回収可能性の見直し  
〔(その他の注記) 2.法人所得税〕をご参照ください。

## (企業結合に関する注記)

### 1. フォートレス

#### (1) 企業結合の概要

当社とフォートレスは、2017年2月に、当社がフォートレスを33億米ドルの現金で買収することについて合意しました。本合意に基づき、2017年7月12日のフォートレス株主の承認および必要とされる規制当局による承認を含むすべての条件が満たされたことにより、2017年12月27日に買収取引は完了しました。2017年6月7日付のフォートレスの議決権行使勧誘書類および買収契約に記載されている支払手続きに基づき、発行済のフォートレス株式は1株当たり8.08米ドルを受け取る権利に転換されました。なお、実際の支払額は、合意後の配当等の影響を調整した結果、31億米ドルとなりました。

以上の結果、当社がフォートレスの全ての出資持分を保有し、フォートレスは当社の完全子会社となりました。

#### (2) 子会社化の目的

フォートレスのリーダーシップ、幅広い専門知識と世界的に誇れる投資プラットフォームから多くを学び、グループ全体のポテンシャルを拡大し、長期的な成長へ向けた大胆かつ規律のとれた投資と世界トップレベルの実行力をもつソフトバンク2.0への変革を加速させることができると考えています。

#### (3) フォートレスの概要

(a) 名称	Fortress Investment Group LLC
(b) 所在地	1345 Avenue of the Americas, New York, NY
(c) 代表者の役職・氏名	Principal and Co-Chief Executive Officer Peter L. Briger, Jr. Co-Founder, Principal and Co-Chief Executive Officer Wesley R. Edens Co-Founder and Principal Randal A. Nardone
(d) 事業内容	オルタナティブ投資の資産運用事業
(e) 設立年	1998年
(f) 連結売上高	1,163,806千米ドル (2016年12月期・米国基準)

#### (4) 支配獲得日

2017年12月27日

#### (5) 取得対価およびその内訳

	(単位：百万円)
	支配獲得日
	(2017年12月27日)
支払現金	353,966
取得対価に含まれない支払 (注)	△58,128
取得対価の合計	A 295,838

当該企業結合に係る取得関連費用6,123百万円を「その他の営業損益」に計上していません。

(注) 取得対価に含まれない支払は、企業結合とは別個に認識した、フォートレスの従業員および旧所有者に報酬を与える取引のための支払です。その支払は継続雇用が条件となっており、条件となっている期間に応じて「その他の流動資産」に16,954百万円、および「その他の非流動資産」に41,174百万円計上しました。

(6) 支配獲得日における資産・負債の公正価値、非支配持分およびのれん

	(単位：百万円)	
	支配獲得日	
	(2017年12月27日)	
現金及び現金同等物		45,572
営業債権及びその他の債権		47,379
その他の流動資産		6,472
持分法で会計処理されている投資		104,087
無形資産 (注1)		176,690
非流動資産		30,621
資産合計		<u>410,821</u>
流動負債		62,800
非流動負債		51,609
負債合計		<u>114,409</u>
純資産	B	<u>296,412</u>
非支配持分 (注2)	C	14,849
のれん (注3)	A-(B-C)	<u>14,275</u>

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しています。上記金額は現時点での最善の見積りによる公正価値であるため、支配獲得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合には、支配獲得日から1年間は修正することがあります。

なお、上記金額は、支配獲得日時点の為替レート（1米ドル=113.41円）により換算しています。

(注1) 無形資産

内訳については、以下の通りです。なお、見積耐用年数はそれぞれ、ソフトウェア3年、マネジメント契約1.5年～10年、商標権10年です。マネジメント契約は、フォートレスが締結している、ファンドを通じた資産管理契約から期待される超過収益力を反映したものです。

	(単位：百万円) 支配獲得日 (2017年12月27日)
ソフトウェア	1,762
マネジメント契約	128,323
商標権	5,103
その他	41,502
合計	<u>176,690</u>

(注2) 非支配持分

非支配持分は、フォートレスの子会社に対するもので、支配獲得日における識別可能な被取得企業の純資産に、企業結合後の非支配持分比率を乗じて測定しています。

(注3) のれん

のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力および既存事業とのシナジーを反映したものです。

(7) 子会社の支配獲得による支出

	(単位：百万円) 2018年3月31日に 終了した1年間
現金による取得対価	△295,838
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	45,572
子会社の支配獲得による現金支払額	<u>△250,266</u>

(8) 被取得企業の売上高および純損失

2018年3月31日に終了した1年間の連結損益計算書上に認識している、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業の売上高は20,525百万円、純損失は15,201百万円です。

なお、上記の損失には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費などが含まれていません。

(9) 担保情報

当買収取引の資金を調達するために締結された14億米ドルのタームローン契約において、フォートレスおよびその買収ストラクチャー内の完全子会社4社の出資持分を担保に供しています。

## 2. (株)ジャパンネット銀行

### (1) 企業結合の概要

当社の子会社であるヤフー(株)は、2017年8月1日開催の取締役会において、(株)三井住友銀行との(株)ジャパンネット銀行に関する株主間契約の変更を決議し、(株)三井住友銀行との間で変更契約を締結しました。当該変更に伴い、当社は、2018年2月1日開催の(株)ジャパンネット銀行の臨時株主総会決議をもって、同社の取締役の過半数をヤフー(株)が派遣することにより、同社を子会社化しました。

ヤフー事業において、2013年10月にコマース事業における新戦略を開始して以降、ストア出店料等の無料化、ポイント施策、クレジットカード事業の開始等によって取扱高を急速に伸ばしてきました。今後コマース事業をさらに活性化させるためには決済金融事業をより強化する必要があると考えています。(株)ジャパンネット銀行を子会社化することで銀行事業へ本格参入し、ヤフー事業のサービス内のエコシステムを強固にしていきます。

また、子会社化により、ヤフー(株)は(株)ジャパンネット銀行の経営を主導し、これまでヤフーグループが培ってきた顧客基盤やマルチビッグデータを活用することで、(株)ジャパンネット銀行の顧客にとって付加価値の高い金融サービスを提供します。

なお、当社の保有する(株)ジャパンネット銀行の議決権比率は41.2%と以前から変動は無く、議決権の過半数を保有していませんが、2018年2月1日開催の(株)ジャパンネット銀行の臨時株主総会決議をもって取締役の過半数を派遣することにより、当社が実質的に支配していると判断されることから、当該決議をもって(株)ジャパンネット銀行を子会社化しています。

### (2) 被取得企業の概要

名称	株式会社ジャパンネット銀行
事業内容	銀行業務

### (3) 支配獲得日

2018年2月1日

### (4) 取得対価およびその内訳

	(単位：百万円)
	支配獲得日
	(2018年2月1日)
支配獲得時に既に保有していた(株)ジャパンネット銀行に対する資本持分の公正価値	26,224
取得対価の合計	26,224

当社が支配獲得時に既に保有していた(株)ジャパンネット銀行に対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、2018年3月31日に終了した1年間に372百万円の利益を認識しています。この利益は、連結損益計算書上、「その他の営業損益」に計上しています。

(5) 支配獲得日における資産・負債の公正価値および非支配持分

	(単位：百万円) 支配獲得日 (2018年2月1日)	
現金及び現金同等物		337,224
その他の流動資産		133,782
投資有価証券		244,044
その他の非流動資産		103,746
資産合計		818,796
銀行業の預金（流動）		711,317
その他の流動負債		17,278
非流動負債		26,277
負債合計		754,872
純資産	A	63,924
非支配持分（注）	B	37,700
差引	A-B	26,224

(注) 非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しています。

(6) 子会社の支配獲得による収入

	(単位：百万円) 2018年3月31日に 終了した1年間
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	337,224
子会社の支配獲得による現金受入額	337,224

(7) 被取得企業の売上高および純利益

支配獲得日以降における被取得企業の売上高および純利益は軽微です。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保提供、株式等貸借取引契約による借入金等

(1) 担保提供資産および対応債務

当社が担保に供している資産および担保権によって担保されている債務は以下の通りです。

(単位：百万円)

担保に供している資産	
現金及び現金同等物	5,698
営業債権及びその他の債権	13,013
その他の金融資産（流動）	5,323
棚卸資産	4,447
有形固定資産	603,477
無形資産	5,409
持分法で会計処理されている投資 (注1、2)	580,566
FVTPLで会計処理されているソフトバン ク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・フ ァンドからの投資（注3）	718,803
投資有価証券	10,004
合計	<u>1,946,740</u>

担保権によって担保されている債務

有利子負債

短期借入金（注3）	83,952
1年内返済予定の長期借入金（注3）	438,979
長期借入金（注1、3）	1,126,104
株式先渡契約金融負債（注2）	688,332
一年内支払予定の割賦購入による未払金	555
割賦購入による未払金	2,197
合計	<u>2,340,119</u>

(注1) 2018年3月31日において、当社100%子会社の長期借入金842,313百万円に対して、当該子会社が保有するアリババ株式363,384百万円（連結上の帳簿価額）を担保に供しています。当該借入金には担保となるアリババ株式の時価の大幅な下落等の一定の事由が生じた場合、期限前返済となる条項が付されており、借入金の早期返済を求められる可能性があります。なお、当該借入金はノンリコース債務のため、ソフトバンクグループ(株)には遡及しません。また、期限前返済となる条項が発動した際に当該子会社が借入金の返済を行わない場合には、債権者は担保株式の処分が可能となります。

(注2) 2018年3月31日において、株式先渡契約金融負債688,332百万円に対して、アリババ株式217,182百万円（連結上の帳簿価額）を担保に供しています。詳細は、「(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引」をご参照ください。

(注3) ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの有利子負債の全額498,407百万円について、FVTPLで会計処理されているソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドからの投資718,803百万円を担保に供しています。

上記の他、以下の資産を担保に供しています。

a. スプリント

スプリントの借入金および社債約104億米ドルに対して同社の資産約670億米ドル（連結消去前）を担保に供しています。

b. ブライトスター

ブライトスターの借入金4億米ドルに対して同社の資産約20億米ドル（連結消去前）を担保に供しています。

c. フォートレス

フォートレス買収取引の資金を調達するために締結された14億米ドルのタームローン契約において、フォートレスおよびその買収ストラクチャー内の完全子会社4社の出資持分を担保に供しています。

d. その他

銀行業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として投資有価証券62,961百万円を差入れています。また、その他の金融資産（非流動）には、中央清算機関差入証拠金40,259百万円を含みます。

(2) 株式等貸借取引契約による借入金

子会社株式の一部について株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行い、受け入れた現金は、短期借入金として認識し、有利子負債に含めて表示しています。

(単位：百万円)

有利子負債

短期借入金

399,200

### (3) その他

#### a. 割賦払いによる所有権の留保

当社が割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産およびこれらに対応する有利子負債残高は以下の通りです。

(単位：百万円)	
所有権が留保されている資産	
有形固定資産	62,260
無形資産	19,737
合計	<u>81,997</u>
有利子負債	
1年内支払予定の割賦購入による未払金	15,857
割賦購入による未払金	8,060
合計	<u>23,917</u>

#### b. 日本銀行への預け金

銀行業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額（法定準備預金額）を日本銀行に預け入れる義務があります。2018年3月31日において、現金及び現金同等物のうち284,234百万円は銀行業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

## 2. 資産から直接控除した貸倒引当金

(単位：百万円)	
営業債権及びその他の債権	57,403
その他の金融資産（非流動）	32,445
合計	<u>89,848</u>

## 3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)  
3,908,923

## 4. 偶発事象

### (1) 貸出コミットメント

当社における貸出コミットメントは、以下の通りです。主にクレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っています。

(単位：百万円)	
貸出コミットメント	525,018
貸出実行残高	91,650
未実行残高	<u>433,368</u>

## (2) 保証債務

当社における保証債務は、以下の通りです。主に信用保証業務において提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を行っています。

	(単位：百万円)
保証契約の総額	17,278
保証残高	10,039

## (3) 訴訟

ソフトバンクグループ(株)および一部の子会社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金は計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼすものとは想定していません。

### a. ソフトバンク(株)を当事者とする訴訟

(a) ソフトバンク(株)は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社（以下「JPiT」）を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

ソフトバンク(株)は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

ソフトバンク(株)は、この追加業務に関する報酬等（約149億円）について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

(b) ソフトバンク(株)は、2015年4月30日に、JPiTを原告、ソフトバンク(株)および株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。JPiTは、当該訴訟において、ソフトバンク(株)およびNRIに対し、上記(a)に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害（161.5億円）が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

ソフトバンク(株)は、当該訴訟において、JPiT側の主張を全面的に争う方針です。

なお、2015年7月29日付で、上記(b)の訴訟を上記(a)の訴訟に併合する決定がありました。また、ソフトバンク(株)は上記(a)の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、段階的に請求額を増額しました。2017年9月7日には請求額を約240億円に変更しています。

### b. スプリントおよびその子会社を当事者とする訴訟等

(a) 2009年3月に、カンザス州連邦地方裁判所において、スプリントに対し株主に

より訴訟 (Bennett v. Sprint Nextel Corp.、以下「Bennett訴訟」) が提起されました。当該訴訟において、株主側は、スプリント・コミュニケーションズおよび同社を退任した役員3名が、旧スプリントと旧ネクステルの合併後における一定の事業上の問題を適切に開示しなかったこと並びにのれんの減損に関して虚偽の記載及び誤解を生じさせる記載を故意に公表したことは、米国証券取引所法第10条 (b) 項および10b-5ルールに違反するという主張を行いました。2015年8月に和解案が連邦地方裁判所に最終承認されましたが、スプリントの財務諸表に重大な影響はありませんでした。Bennett訴訟に関連して、株主によるスプリント・コミュニケーションズ並びにその特定の現任又は退任の役員及び取締役に対する派生的な訴訟が5件提起されました。第1の訴訟 (Murphy v. Forsee) は、2009年4月8日にカンザス州裁判所に提起され、その後、連邦裁判所に移送され、Bennett 訴訟の訴え却下の申立てに対する係属決定に合わせ停止されております。第2の訴訟 (Randolph v. Forsee) は、2010年7月15日にカンザス州裁判所に提起された後、連邦裁判所に移送され、州裁判所に差し戻されました。第3の訴訟 (Ross-Williams v. Bennett等) は、2011年2月1日にカンザス州裁判所に提起されました。第4の訴訟 (Price v. Forsee等) は、2011年4月15日にカンザス州裁判所に提起されました。第5の訴訟 (Hartleib v. Forsee等) は、2011年7月14日にカンザス州連邦裁判所に提起されました。これらの訴訟は、Bennet訴訟の審理状況に鑑みて実質的に停止されていましたが、統治に関する条項 (governance provisions) に関する合意及び原告の弁護士費用につき軽微な額の範囲内で支払うことを内容とする和解を行うことについて原則的な合意に至りました。カンザス州裁判所は、原告の弁護士費用を減額した上で、この和解を承認しました。2018年4月27日、カンザス州高等裁判所は、弁護士費用の減額についての原審の判断を支持する判決を下しました。

- (b) 2012年4月19日に、ニューヨーク州司法長官は、スプリント・コミュニケーションズが、2005年7月以来、無線電話サービスの販売から得られた収益に対するニューヨークの物品販売税につき、不正に1億米ドルを超える金額を顧客から徴収せず、支払わなかったとして訴追請求状を提出しました。当該訴追請求状は罰金および利息とともに州の虚偽請求取締法 (the State False Claims Act) に基づき損害額の3倍の賠償を求めるものです。2012年6月14日に、スプリント・コミュニケーションズは、訴追請求を却下するように申し立てました。2013年7月1日、裁判所は、ニューヨーク州司法長官による訴追請求における一定の訴因及び一定の訴因の一部について却下したものの、スプリント・コミュニケーションズによる訴追請求を却下するよう求める申立てについては、その大部分を却下する決定をしました。スプリント・コミュニケーションズは当該決定に対し上訴しましたが、中間上訴裁判所 (intermediate appellate court) は原裁判所による決定を維持しました。2015年10月20日、ニューヨーク州高等裁判所は、税務条項がスプリント・コミュニケーションズに対して当該物品販売税につき徴収及び支払義務を課しているとの上訴裁判所の判断を支持しました。スプリント・コミュニケーションズの連邦最高裁に対する連邦法専占 (federal preemption) の主張に基づく上告受理申立は却下されました。これを受けてスプリント・コミュニケーションズは、訴訟継続中ではあるものの、徴収すべきとされた物品販売税額を異議留保付きで支払いました。当事者は、現在、審判裁判

所 (trial court) において、証拠開示手続 (discovery) を行っています。スプリント・コミュニケーションズは、当該訴追請求について引き続き積極的に争うことを予定しています。

株主によるスプリント・コミュニケーションズ並びにその一定の現任又は退任の役員及び取締役に対する派生的な訴訟が8件提起されました。いずれの訴訟においても、概して、各被告がニューヨーク州司法長官によって提起された訴訟において主張された行為を許可したこと又は開示しなかったことが、スプリント・コミュニケーションズ及びその株主に対する信認義務違反に該当するという主張がなされました。このうちの1件の訴訟は、ルイジアナ州地方警察退職者システム (the Louisiana Municipal Police Employees Retirement System) によって提起され、連邦裁判所によって却下されました。2件の訴訟は、カンザス州ジョンソン郡の州裁判所に提起され、そのうちの1件は争訟性を欠くものとして却下されました。そして、残りの5件の訴訟はカンザス州の連邦裁判所で係属しています。カンザス州における係属中の訴訟は、ニューヨーク州司法長官によって提起された訴訟についての結論が出ていないことに伴い停止しています。

- (c) スプリント・コミュニケーションズは、クリアワイヤの株主により申し立てられた、スプリント・コミュニケーションズによる信認義務違反に関する請求および関連請求その他クリアワイヤの買収の異議申立てに関する請求の訴訟における被告となっています。ACP Master, LTD等とスプリント等の間の訴訟は、2013年4月26日にデラウェア州の衡平法裁判所 (Chancery Court) に提起されました。当該訴訟の原告らはクリアワイヤの株式の公正価値の鑑定を求める訴訟も提起しています。これらの訴訟の審判 (trial) は2016年10月および11月に行われ、当事者は審判後書面 (post-trial briefing) を提出し、口頭弁論 (oral argument) が2017年4月25日に開かれました。2017年7月21日、裁判所はいずれの訴訟についてもスプリント・コミュニケーションズ勝訴の判決を下しました。裁判所は、スプリント・コミュニケーションズに信認義務違反はなかったと認定するとともに、デラウェア州法に基づくクリアワイヤ株式の評価を一株あたり2.13ドルに法定利息を加えた額と認定しました。これに対し原告らはデラウェア州最高裁判所に上訴しましたが、2018年4月23日、同裁判所は、原審の判断を全面的に支持する判決を下しました。
- (d) 現在、スプリントは、スプリントによる複数の特許権の侵害を理由とした複数の訴訟に関わっています。これらの訴訟の大部分は、実質的には金銭賠償のみを求めるものです。他方で、これらの訴訟のうちごく一部は製品を販売している会社から提起され、当該会社から金銭賠償に併せて差止めによる救済も求められています。これらの訴訟は様々な段階に進んでおり、これらのうち少数のものは、別段の決定がなされない限り、審判 (trial) に移行する可能性があります。これらの訴訟についてスプリントに不利な判決がなされた場合、多額の損害の賠償、一定の行為の中止又は関連する製品若しくはサービスの販売の中止を余儀なくされる可能性があります。多くの場合、製品サプライヤー又はサービスプロバイダーの行為に関連して生じた金銭的損害については、スプリントは賠償を受けることができるものと考えています。

- (e) 2013年10月、FCCの執行部局は、他のライフライン・プロバイダーに対して、明白な責任に関する通知（notices of apparent liability、以下「NAL」）を発行し、政府による監査において発見されたキャリア内重複アカウント発行に関する罰金を科しました。これらの監査では、少数ではありますが、潜在的にキャリア内で重複発行されているアカウントで、スプリントのアシュアランス・ワイヤレス事業に関連しているものも発見されました。スプリントに関しては未だにNALは発行されておらず、NALが発行されるか否かは不明です。また、処罰がなされた場合の請求額をスプリントが合理的に見積もることも不可能です。
- (f) その他の複数の訴訟、調査、手続及び請求は、現状、実際に主張されているものであるか否かを問わず、また、大企業特有といわれるクラス・アクションや知的財産の問題を含めて、スプリント又はその子会社に対して行われる可能性があるもの、又は行われようとしているものです。2018年3月31日時点において、スプリントは州の税金の件に関し、114百万米ドルを積み立てました。販売、使用又は資産に関する税や手数料のような、国家又は州に関わる数々の問題を含めて、法律又は規制の解釈を誤った場合、スプリントは支払いを余儀なくされる可能性があります。
- (g) 2018年3月31日に終了した1年間において、スプリントは、特許権の侵害を理由とした訴訟の一部について和解したことにより、約350百万米ドルの支払いを受けています。

c. ブライトスターおよびその子会社を当事者とする訴訟等

ブライトスターおよびその子会社は、ラテンアメリカ諸国を中心とする世界各地において、税務紛争、労働紛争、契約紛争その他現在係争中の複数の紛争の当事者となっています。主なものとして、ブラジルの税務当局からブライトスターの子会社に対し、5件の行政手続を提起され、税務当局との認識の違い等により同会社が本来支払うべきであった税金の一部等として、合計約1億2,000万米ドルの支払い等を求められています。このうち1件については訴訟段階に移行しましたが、ブライトスターの子会社は、行政手続に戻すよう求める取消訴訟を提起しています。

## 5. 財務制限条項

(1) ソフトバンクグループ(株)の有利子負債に付されている財務制限条項

ソフトバンクグループ(株)の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. 事業年度末におけるソフトバンクグループ(株)の純資産の額が、前事業年度末におけるソフトバンクグループ(株)の純資産の額の75%を下回らないこと。
- b. 連結会計年度末における当社の連結財政状態計算書およびソフトバンク(株)の事業年度末における貸借対照表において債務超過とならないこと。
- c. 当社の連結損益計算書において営業損益または親会社の所有者に帰属する純損益が2期連続損失とならないこと。
- d. 借入契約で定める調整後純有利子負債（注1）またはレバレッジレシオ（注2）が、各連結会計年度末および第2四半期末日において、それぞれ一定の金額または数値を上回らないこと。

- (注1) 調整後純有利子負債：連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、スプリントなどの上場子会社を対象から除くなど一定の調整あり。
- (注2) レバレッジレシオ：調整後純有利子負債÷調整後EBITDA（注3）
- (注3) 調整後EBITDA：スプリントなどの上場子会社を対象から除くなど、一定の調整をしたEBITDA。

(2) スプリントの有利子負債に付されている財務制限条項

スプリントの有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- a. スプリントの有利子負債の一部である265億米ドルについては支配権の異動が発生した場合および格付機関による格付が一定程度低下した場合は、債権保有者に買取請求権が発生します。
- b. 毎四半期末日においてスプリントの調整後債務（注1）を調整後EBITDA（注2）で除した値が、契約で定められた上限値を超えてはならず、スプリントがこの条項に抵触した場合には、有利子負債の早期返済を求められる可能性があります。なお、2018年3月31日における上限値は4.75です。

(注1) 調整後債務：スプリントの債務（営業債務を除く）および債務保証額等の合計から金融機関との契約で定められた金額を除くなど一定の調整をしたもの。

(注2) 調整後EBITDA：直近4四半期のEBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

## (連結損益計算書に関する注記)

### 1. その他の営業損益

その他の営業損益の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

国内通信事業	
移行促進措置終了に伴う債務取崩額	4,044
スプリント事業	
周波数ライセンス交換差益（注1）	53,435
訴訟関係（注2）	40,159
固定資産の処分損失（注3）	△95,213
取引解約損（注4）	△24,411
その他	△4,996
ヤフー事業	
保険金収入（注5）	4,973
その他	5,091
流通事業	
のれんの減損損失（注6）	△43,128
固定資産の減損損失（注6）	△7,369
その他	
フォートレスにおける持分法による投資損益	14,953
棚卸資産の評価減（注7）	△13,754
取得関連費用（注8）	△6,123
その他	△5,365
合計	<u>△77,704</u>

(注1) 無形資産のFCCライセンスとして計上している周波数の一部について、他のキャリアとの交換（非資金取引）に伴い発生したライセンス交換差益です。

(注2) 主に特許権の侵害を理由とした一部の訴訟に関する和解金の受取額です。

(注3) 主に、資産化した基地局建設費用について、スプリントのネットワーク計画変更に伴い使用見込みがなくなったことによる損失40,805百万円、および契約期間満了前に解約されたリース契約に係るリース携帯端末について、顧客からスプリントへ未返却のため生じた損失55,108百万円を認識しました。

(注4) 主に設備利用契約の解約に伴う費用を認識しました。

(注5) 2017年2月に発生したアスクル(株)の物流センター（ASKUL Logi PARK 首都圏）の火災事故に係る保険金の受取額です。

(注6) ブライトスターにおける減損損失です。

ブライトスターののれんは4つの資金生成単位(米国・カナダ地域、中南米地域、アジア・オセアニア地域、および欧州・アフリカ地域)をまとめたブライトスター(資金生成単位グループ)に配分し、のれんを除く耐用年数の確定できない無形資産は3つの資金生成単位(米国・カナダ地域、アジア・オセアニア地域、および欧州・アフリカ地域)にそれぞれ配分しています。

ブライトスターの事業計画を見直した結果、ブライトスターにおける、のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産を配分した全ての資金生成単位および資金生成単位グループについて減損の兆候が認められたため減損テストを実施しました。その結果、ブライトスター(資金生成単位グループ)および欧州・アフリカ地域の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため減損損失を認識しました。減損損失の内訳は、のれんが43,128百万円、無形資産が6,717百万円、有形固定資産が652百万円です。

回収可能価額は処分費用控除後の公正価値であり、インカム・アプローチおよびマーケット・アプローチを用いて測定しています。インカム・アプローチにおいては、市場参加者の想定する仮定に基づき、市場参加者が将来受け取ると期待するキャッシュ・フローを、今後10年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額に反映させ、税引後の割引率10.5~11%により現在価値に割引いて測定しています。なお、10年超のキャッシュ・フローについては3%の成長率と仮定しています。また、マーケット・アプローチにおいては、評価対象会社と比較可能な類似会社のEV/EBITDAの評価倍率を用いています。

(注7) スポーツコンテンツ配信事業を行うスポーツライブエンターテインメント(株)の事業計画を見直した結果、棚卸資産の正味実現可能価額が帳簿価額を下回ったため、評価減を認識しました。

(注8) フォートレスの企業結合に関連して発生した費用です。企業結合の詳細は、「(企業結合に関する注記) 1.フォートレス」をご参照ください。

## 2. 財務費用

財務費用の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
支払利息	△516,132

## 3. デリバティブ関連損益

アリババ株式先渡売買契約に含まれるカラー取引に関するデリバティブ評価損失を604,156百万円計上しました。株式先渡売買契約の詳細は「(その他の注記) 1.アリババ株式先渡売買契約取引」をご参照ください。

#### 4. その他の営業外損益

その他の営業外損益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
持分変動利益（注1）	45,186
為替差損益	△34,518
社債交換損（注2）	△19,809
仮想通貨売却損（注3）	△18,890
その他	10,980
合計	<u>△17,051</u>

(注1) 主にアリババにおいてストックオプションの権利行使や第三者割当増資が実施されたことにより、当社のアリババに対する持分が変動したことに伴い発生した利益です。

(注2) ソフトバンクグループ(株)は2018年3月7日に、2015年に発行した外貨建普通社債（以下、「2015年外債」）の社債権者に対し、新規に発行する社債（以下、「交換債券」）との交換もしくは2015年外債の要項変更の提案を行いました。このうち交換債券への交換を希望する社債権者に対して2018年4月3日に交換債券の発行が完了しましたが、IFRS上は2018年3月22日の交換決定日に2015年外債の消滅および交換債券の認識要件を満たしたため、2015年外債の交換時点の簿価と交換債券の額面金額との差額を損失として認識しました。

(注3) フォートレスにおいて保有していた全てのビットコインを売却したことより発生した損失です。当該損失額は、支配獲得日に連結財政状態計算書に計上したビットコインの公正価値と、売却額との差額です。

## 5. 連結損益計算書に含まれるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益

連結損益計算書の税引前損益までに含まれるソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンド事業の損益は、ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・ファンドの損益、各ファンドのジェネラル・パートナーの損益、SBIAと同社をサポートする日米のアドバイザリー会社2社の損益、および当社で発生したファンド設立関連費用などの損益を合算し、内部取引を消去したものです。

(単位：百万円)

ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・	
ファンドからの投資損益（注1）	
投資の未実現評価損益	345,975
投資先からの利息配当収益	6,120
	<u>352,095</u>
営業費用	<u>△49,114</u>
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデル	302,981
タ・ファンドからの営業利益	
財務費用（注2）	△7,801
デリバティブ関連損益	△8,902
ソフトバンク・ビジョン・ファンドおよびデルタ・	△160,382
ファンドにおける外部投資家持分の増減額	
その他の営業外損益	<u>△281</u>
税引前利益	<u><u>125,615</u></u>

（注1）2018年3月31日に終了した1年間において、「投資の売却による実現損益」は発生していません。

（注2）連結消去前の金額は△7,895百万円です。

## (連結持分変動計算書に関する注記)

### 1. 2018年3月31日における発行済株式の種類および株式数

普通株式 1,100,660,365株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	23,964	22	2017年3月31日	2017年6月22日	利益剰余金
2017年10月27日 取締役会	普通株式	23,969	22	2017年9月30日	2017年12月11日	利益剰余金

#### (2) 基準日が2018年3月31日に終了した1年間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	23,969	22	2018年3月31日	2018年6月21日	利益剰余金

### 3. 2018年3月31日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

### 4. その他の資本性金融商品

当社は2017年7月19日に、米ドル建ノンコール6年永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）および米ドル建ノンコール10年永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）（以下あわせて「本ハイブリッド社債」）を発行しました。

本ハイブリッド社債は、利息の任意繰延が可能であり償還期限の定めがなく、清算による残余財産の分配時を除き現金またはその他の金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していることから、IFRS上資本性金融商品に分類されます。当該取引の結果として、連結財政状態計算書の資本区分において「その他の資本性金融商品」が496,876百万円（取引コスト7,034百万円控除後）増加しています。

また、利払日である2018年1月19日において利息の支払が完了しており、「その他の資本性金融商品の所有者に対する分配」として、連結持分変動計算書において「利益剰余金」が15,852百万円減少しています。

なお、2018年3月31日時点において、支払が確定していないためその他資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない経過利息の金額は、6,062百万円です。

本ハイブリッド社債の概要は以下の通りです。

	米ドル建ノンコール6年永久劣後 特約付社債（利払繰延条項付）	米ドル建ノンコール10年永久劣後 特約付社債（利払繰延条項付）
1. 発行総額	27.5億米ドル (3,079億円)	17.5億米ドル (1,960億円)
2. 発行価格	額面の100%	額面の100%
3. 当初利率（注）	年6.000%	年6.875%
4. 償還期限	なし	なし
5. 繰上償還	2023年7月19日および以降の各利払日に、 当社の裁量で繰り上げ償還可能	2027年7月19日および以降の各利払日に、 当社の裁量で繰り上げ償還可能
6. 利払方法	年2回1月19日および7月19日	
7. 払込期日	2017年7月19日	
8. 担保	なし	
9. 保証	なし	
10. 財務上の特約	本ハイブリッド社債には財務上の特約は付されていない。	
11. 優先順位	本ハイブリッド社債は、当社の清算手続き等において、一般の債務（当社が2014年および2015年に発行した劣後債を含む）に劣後し、当社が2016年に発行したハイブリッド社債および最上位の優先株式（今後発行した場合）と実質的に同順位として扱われ、普通株式に優先する。	
12. 上場取引所	シンガポール証券取引所	
13. 資金使途	一般事業資金に充当する予定	

（注）米ドル建ノンコール6年永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）は、2023年7月19日に25bps、2038年7月19日に更に75bpsの金利のステップアップが発生。また、米ドル建ノンコール10年永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）は、2027年7月19日に25bps、2042年7月19日に更に75bpsの金利のステップアップが発生。

## （金融商品に関する注記）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 市場リスク

##### a. 為替リスク

当社は、投資、出資および合併会社設立などを通じた国際的な事業展開を行っています。また、外貨建借入金および社債発行、海外子会社との外貨建貸付および借入れや、海外取引先と外貨建取引を行っています。これらの結果として、主に米ドル、インドルピーおよびイギリスポンドのレートの変動によって生じる為替リスクに晒されています。

当社は、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングおよび当社の為替エクスポージャーの管理を行っています。また、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。当社におけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に伴う取引に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

##### b. 価格リスク

当社は、事業戦略上の目的で上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。当社は、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

### c. 金利リスク

当社は、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されています。変動金利の有利子負債は、金利上昇によって支払利息が増加するリスクがあります。当社は、金利変動リスクの未然防止または低減のため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金および社債については金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ契約等のデリバティブ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っています。

### (2) 信用リスク

当社は、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権およびその他の金融資産（預金、株式およびデリバティブなど）において、取引先の信用リスクがあります。当社は、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また、当該リスクの管理のため、当社は、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しています。

### (3) 流動性リスク

当社は、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に短期的な預金およびMMFなどにより運用しています。また、当社は、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的にモニタリングしています。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額および公正価値は、以下の通りです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、下表には含めていません。

	(単位：百万円)	
	帳簿価額	公正価値
有利子負債（非流動）		
長期借入金	5,121,591	5,217,022
社債	7,234,049	7,257,807
リース債務	766,204	777,667
割賦購入による未払金	14,607	14,751
合計	<u>13,136,451</u>	<u>13,267,247</u>

## (1) 金融商品の公正価値の算定方法

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

### a. 長期借入金

活発な市場における相場価格を利用可能な場合、当該相場価格を使用して測定しています。活発な市場における相場価格を使用できない場合、1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しています。1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

### b. 社債

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、主として市場における同一銘柄の相場価格により測定しています。

### c. リース債務

1年内返済予定を除くリース債務の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

### d. 割賦購入による未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しています。

(2) 有利子負債および銀行業の預金の期日別残高

有利子負債および銀行業の預金の期日別残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿 残高	期日別 残高合計	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有利子負債								
短期借入金	957,573	958,698	958,698	-	-	-	-	-
コマーシャル・ ペーパー	100,000	100,000	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定含む)	6,215,296	6,298,437	1,094,668	814,854	1,390,677	453,364	524,521	2,020,353
社債 (1年内償還予定含む) (注1)	7,824,326	7,852,402	586,334	1,026,844	664,941	1,210,280	782,833	3,581,170
リース債務	1,221,874	1,221,874	455,670	334,518	232,173	139,654	52,669	7,190
株式先渡契約金融負債	688,332	701,184	-	701,184	-	-	-	-
割賦購入による 未払金	34,787	35,408	20,185	10,463	2,427	2,001	332	-
銀行業の預金 (注2)	708,311	708,547	684,103	6,327	5,446	3,254	3,332	6,085
合計	17,750,499	17,876,550	3,899,658	2,894,190	2,295,664	1,808,553	1,363,687	5,614,798

(注1) 2013年4月23日発行の2020年満期米ドル建普通社債及び2020年満期ユーロ建普通社債につきまして、当初の償還期限は2020年4月15日でしたが、2018年5月21日付けで全額(345,581百万円)償還する旨を2018年4月20日に当該社債保有者へ通知しています。

(注2) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分 4,302円26銭

基本的1株当たり純利益 933円54銭

(注) 「1株当たり親会社所有者帰属持分」に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

## (重要な後発事象に関する注記)

### 1. スプリントのTモバイルとの合併について

2018年4月29日(米国東部時間)、スプリントとT-Mobile US, Inc. (以下、「Tモバイル」)は、スプリントとTモバイルの全ての対価を株式とする合併による取引に関して最終的な合意に至りました。本取引における合併比率は、スプリント株式1株当たりTモバイル株式0.10256株(Tモバイル株式1株当たりスプリント株式9.75株)です。

本取引はスプリントとTモバイルの株主および規制当局の承認、その他の一般的なクロージング要件の充足を必要とします。本取引のクロージングは、遅くとも2019年半ばまでに行われることを見込んでいます。

本取引実行後、統合後の会社は当社の持分法適用関連会社となり、スプリントは当社の子会社ではなくなる予定です。

#### (1) 合併の目的

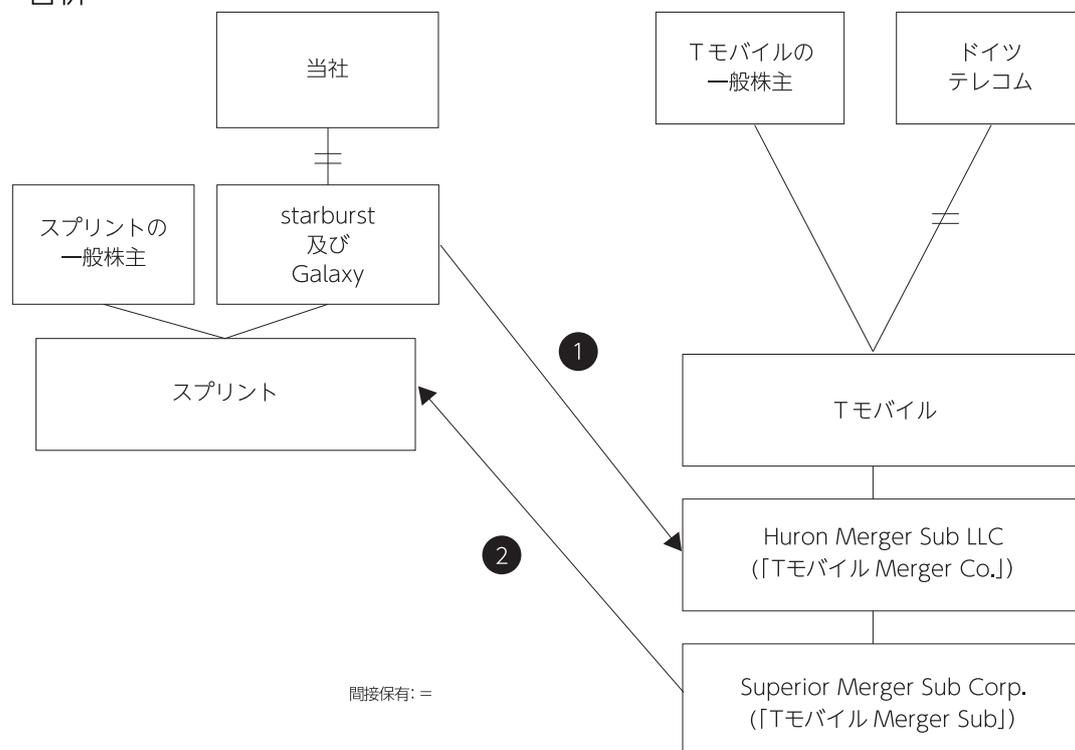
当社は、本取引により想定される大きなシナジーによる統合会社の価値の増大が当社の保有資産価値向上に貢献し、結果として当社の株主にとっての株式価値の向上につながると考えています。

当社は、統合後の会社(以下、「新会社」)が、米国の移動通信、動画、ブロードバンド市場における変革の原動力となり、コストの低減とともに規模の経済性を確保することにより、米国の消費者や企業に、より手ごろな価格、高い品質、比類の無い価値やさらなる競争をもたらすと考えています。

#### (2) 本取引の概要

本取引は、2件の連続し、かつ関連する合併を伴う株式を対価とする取引として実行されます。

##### a. 合併



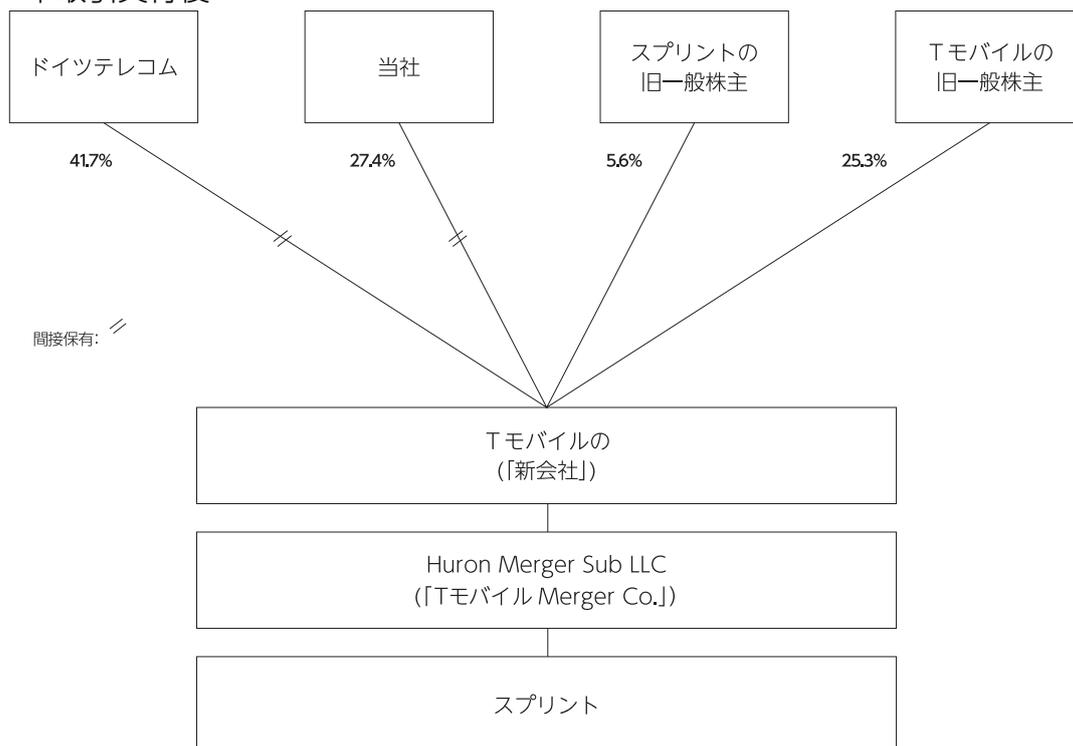
スプリントおよびTモバイルの株主による承認ならびに規制当局の承認、その他の本取引の実行前提条件が充足または放棄された後、Starburst I, Inc.とGalaxy Investment Holdings, Inc.は、それぞれ、Tモバイルが直接保有する米国子会社であるHuron Merger Sub LLC（以下、「TモバイルMerger Co.」）との間で同社を存続会社とする吸収合併（以下、総称して「第一合併」）を行います。

第一合併の直後、TモバイルMerger Co.が直接保有する米国子会社であるSuperior Merger Sub Corp.（以下、「TモバイルMerger Sub」）は、スプリントとの間で同社を存続会社とする吸収合併（以下、第一合併と総称して「本合併取引」）を行います。

本合併取引の結果として、以下の通りとなります。

- ・ スプリントは、新会社が間接的に保有する完全子会社となります。
- ・ 当社は新会社の普通株式の約27.4%（完全希薄化ベース）を間接的に保有します。
- ・ スプリントの株主（当社を除きます。）は、合計して、新会社の普通株式の約5.6%（完全希薄化ベース）を取得します。
- ・ スプリントの普通株式を購入する権利（スプリントの従業員株式購入プランに基づくものを除きます。）は、新会社の普通株式を購入する権利に転換されます。

b. 本取引実行後



本取引実行後、新会社の普通株式は、Deutsche Telekom AG（以下、「ドイツテレコム」）が約41.7%、当社が約27.4%、一般株主が約30.9%をそれぞれ保有する予定です（各割合は完全希薄化ベースの概数であり、間接保有分を含みます。）。

新会社の取締役会は、14名の取締役からなり、内9名はドイツテレコムによる指名、4名は当社による指名となる予定です。

一定の除外事由の適用を受ける場合を除き、①当社およびその支配する関係会社が直接的または間接的に保有する新会社の株式については、ドイツテレコムに対して、本合併取引後にドイツテレコムが新会社を連結子会社化することを目的とした議決権行使に

係る指図権（当社が直接または間接的に保有する新会社の議決権について、ドイツテレコムが当社にその行使内容/方法を指図する権利）が付与されているほか、一定の譲渡制限およびドイツテレコムのための先買権が付されており、②ドイツテレコムおよびその支配する関係会社が直接的または間接的に保有する新会社の株式については、当社のための先買権および一定の譲渡制限が付されています。さらに、当社およびドイツテレコム（それぞれの一定の関係会社を含みます。）は、それぞれ、新会社株式の保有割合が合意された一定の基準を下回るまで、一定の競業制限に服します。

本取引のクローリングは、遅くとも2019年半ばまでに行われることを見込んでいます。

(3) 新会社の概要

(a) 社名	T-Mobile US, Inc.
(b) 所在地	米国ワシントン州ベルビュー（本店所在地） 米国カンザス州オーバーランドパーク（従たる本店所在地）
(c) 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer John Legere
(d) 事業内容	通信事業
(e) 大株主および持株比率 (概算) <sup>(注)</sup>	ドイツテレコム 41.7% 当社 27.4%

(注) 当社によるワラント行使に係る潜在株式数を含めた株式数（間接保有分を含む。）を基に算出（完全希薄化ベース）

(4) 本合併取引の前後における当社所有株式の状況<sup>(注1)</sup>

(a) 本合併取引前のスプリントの所有株式数 (2018年4月25日現在)	3,445,374,483株 (議決権の数：3,445,374,483個) (議決権所有割合：83.0%)
(b) 本合併取引後の新会社の所有株式数 <sup>(注2)</sup>	353,357,607株 (議決権の数：353,357,607個) <sup>(注3)</sup> (議決権所有割合：27.4%)

(注1) 間接保有分を含む株式数（ワラント行使に係る潜在株式数を含みます。）を基に算出

(注2) 間接保有分を含む株式数（ワラント行使に係る潜在株式数を含みます。）を基に算出（完全希薄化ベース）

(注3) 当該議決権の行使に係る指図権がドイツテレコムに付与されています。

(5) 今後の業績に与える影響

本取引実行後、新会社は当社の持分法適用関連会社となり、スプリントは当社の子会社ではなくなる予定です。2019年3月31日に終了する1年間の業績に与える影響は、現時点では確定していません。

## 2. Flipkart Limited 株式の売却について

ソフトバンク・ビジョン・ファンドは、2018年5月9日、関連会社であるFlipkart Private Limited（以下、Flipkart）について、その保有する全ての株式（完全希薄化後の保有割合19.95%<sup>(注)</sup>）をWAL-MART INTERNATIONAL HOLDINGS, INC.（以下「本件買主」）に売却することについて、本件買主、Flipkartおよびその他の当事者との間で、基本的な合意に至りました。

想定される売却対価は約40億ドルを基に、一定の調整を加えた額で決定されます。譲渡方法および譲渡予定日等については交渉中です。なお、2019年3月31日に終了する1年間の業績に与える影響は、現時点では確定していません。

（注）2018年5月9日時点の保有割合。

## (その他の注記)

### 1. アリババ株式先渡売買契約取引

当社の100%子会社であるWest Raptor Holdings, LLC (以下「WRH LLC」) は、2016年6月10日、新設されたMandatory Exchangeable Trust (以下「Trust」) との間で、Trustへのアリババ株式の売却に係る先渡売買契約を締結し、売却代金の前受けとして578,436百万円 (54億米ドル) を受領しました。

一方、Trustは、当該先渡売買契約に基づき決済時にWRH LLCより将来引き渡される予定のアリババ株式を活用し、アリババの米国預託株式 (以下「アリババADS」) へ強制転換される他社株強制転換証券 (Mandatory Exchangeable Trust Securities 以下「Trust Securities」) を総額66億米ドル発行しました。

WRH LLCがTrustより受領した54億米ドルは、Trust Securitiesの発行総額66億米ドルから、TrustがTrust Securitiesの購入者への利払いに備えた米国債の購入金額およびTrust Securitiesの発行のために必要な諸経費を除いた金額です。

当該先渡売買契約に基づくアリババ株式の決済は、Trust Securitiesの転換日 (2019年6月1日以降、最初の取引予定日を想定) と同時に実施されます。Trust Securitiesはその転換日において、1証券当たり一定数のアリババADS (当該時点におけるアリババADSの取引価格を参照して決定) に転換されますが、先渡売買契約で受け渡されるアリババ株式の数はこのアリババADSの数に基づき決定されます。決済株数にはキャップおよびフロアの設定があり、当該先渡売買契約はカラー取引の組込デリバティブを含む混合金融商品となります。

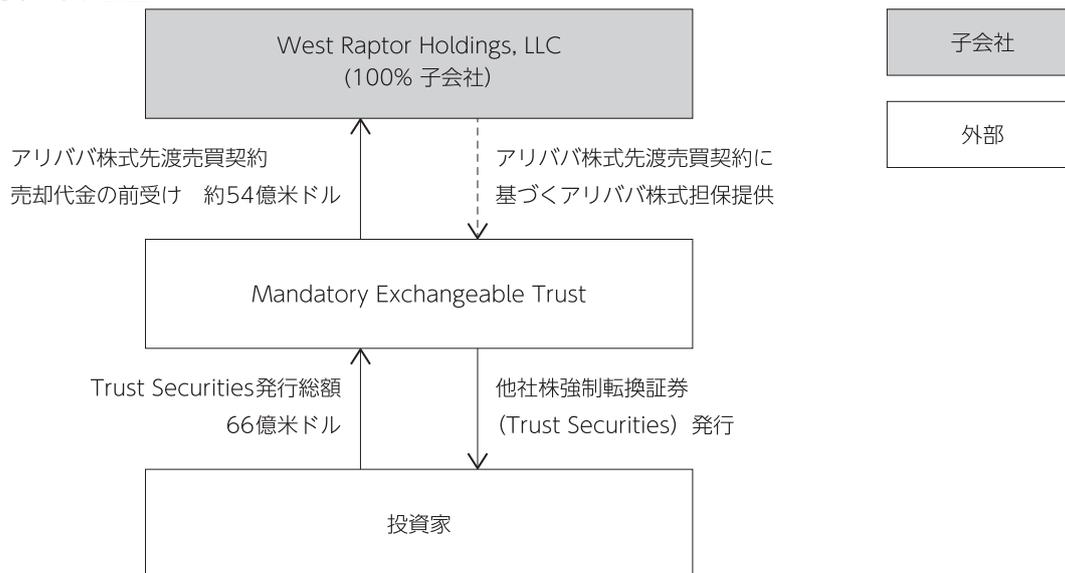
当社は当該先渡売買契約について主契約と組込デリバティブに分離して会計処理を行い、578,436百万円の入金に対し、当初認識額として株式先渡契約金融負債を674,023百万円、デリバティブ資産を95,587百万円計上しました。当初認識後は、株式先渡契約金融負債は償却原価で測定し、組込デリバティブは公正価値により測定しており、2018年3月31日現在における連結財政状態計算書上、有利子負債 (非流動負債) に株式先渡契約金融負債を688,332百万円、デリバティブ金融負債 (非流動負債) を714,126百万円、それぞれ計上し、2018年3月31日に終了した1年間における連結損益計算書上、デリバティブ関連損失を604,156百万円計上しました。

なお、WRH LLCは、先渡売買契約を現金、または現金およびアリババ株式の組み合わせによって決済するオプション (以下「現金決済オプション」) を保有しています。WRH LLCが現金決済オプションを選択した場合は、アリババADSの取引価格を基礎として算定された決済株数のアリババ株式の公正価値と同額の現金が支払われます。

またWRH LLCは先渡売買契約の当初決済予定日より前に決済を実施するオプション (以下「早期償還オプション」) を保有しています。WRH LLCが早期償還オプションを行使した場合、もしくは一定の条件の下において、先渡売買契約は当初の予定日より前に決済される可能性があります。

当該先渡売買契約に基づき、WRH LLCは保有するアリババ株式をTrustへ担保として提供しています。当社は当該アリババ株式について継続して持分法を適用し、2018年3月31日現在における連結財政状態計算書上、持分法で会計処理されている投資に含めて計上しています。2018年3月31日現在で当社が担保に供しているアリババ株式の帳簿価額は217,182百万円です。

<本取引の概略図>



## 2. 法人所得税

米国において2017年12月に税制改革法が成立したことにより、スプリントで繰延税金負債を776,945百万円（期末日の為替レートで換算）取り崩しました。また、法人所得税が815,059百万円減少し、その他の包括利益が8,244百万円増加しました。詳細は以下の通りです。

### (1) 連邦法人税率の引下げ

2018年1月1日より連邦法人税率が35%から21%に引き下げられました。

これにより、2013年のスプリント買収時に従来の税率を前提に計上していた同社のFCCライセンスなどに係る繰延税金負債の一部550,093百万円を取り崩しました。また、法人所得税が584,026百万円減少しました。

### (2) 繰越欠損金の使用期限の撤廃

2018年1月1日以降に開始する事業年度に発生する繰越欠損金の使用期限が撤廃されました。スプリントの事業年度は4月から開始するため、同社においては2018年4月1日以降発生する繰越欠損金の使用期限が撤廃されることとなります。

これによりスプリントでは、解消時期が未確定のFCCライセンスなどに係る将来加算一時差異を、将来減算一時差異を活用できる課税所得とみなせることとなったため、従来は繰延税金資産を認識していなかった将来減算一時差異の一部について回収が見込めることとなりました。これに伴い繰延税金資産226,852百万円を計上しました（繰延税金負債と相殺）。また、法人所得税が231,033百万円減少し、その他の包括利益が8,244百万円増加しました。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ : 時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 : 定額法

(2) 無形固定資産 : 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 (子会社に対するものを除く) については貸倒実績率により、子会社への債権および貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しています。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 : 償還期間にわたり月割償却しています。

## (2) ヘッジ会計の方法

### ①金利スワップ

#### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 金利スワップ

ヘッジ対象 : 借入金の利息

#### ハ. ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

#### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

### ②通貨スワップ

#### イ. ヘッジ会計の方法

振当処理によっています。

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 通貨スワップ

ヘッジ対象 : 外貨建社債および外貨建社債の利息

#### ハ. ヘッジ方針

社内規程に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っています。

#### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理によっており、ヘッジの有効性の評価は省略しています。

## (3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,385 百万円

2. 株式等貸借取引契約による借入金

ソフトバンクグループ(株)は、株式等貸借取引契約により消費貸借取引を行っており、契約上その担保として受け入れた現金を次のとおり計上しています。

短期借入金 400,000 百万円

上記取引の対象株式は、ソフトバンクグループ(株)が子会社より株式等貸借取引契約による消費貸借取引にて借り入れた株式の一部であり、ソフトバンクグループ(株)は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。また、貸し出した株式については、借り手は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。

ソフトバンクグループ(株)が上記の子会社より消費貸借取引にて借り入れている株式のうち、自己で保有している株式と貸し出している株式の時価は、それぞれ次の通りです。

自己保有株式の時価 233,791 百万円

貸し出し株式の時価 571,429

---

借り入れた株式の時価 805,220 百万円

3. 保証債務等

<u>被保証者(被保証債務の内容)</u>	<u>保証金額</u>
[保証債務]	
SB Crayon (Cayman) Limited (デリバティブ取引)	46,932 百万円
SoftBank Group Capital Limited (オフィス賃借)	1,959
計	48,892
[経営指導念書等]	
SBG Cleantech ProjectCo Private Limited (スポンサーサポート契約)	36,426
計	36,426
合計	85,318 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 2,891,728 百万円

長期金銭債権 125,936

短期金銭債務 690,240

長期金銭債務 1,176,966

5. 取締役、監査役に対する金銭債権および金銭債務

金銭債権 23 百万円

金銭債務 174

## 6. SoftBank Vision Fund L.P.に対する現物出資

ソフトバンクグループ(株)は、SoftBank Vision Fund L.P.に対して現金出資および株式による現物出資をしています。

現金出資は「その他の関係会社有価証券」に計上していますが、現物出資は、金融商品会計に関する実務指針第40項の規定により、譲渡はなかったものとして処理しています。そのため、SoftBank Vision Fund L.P.に対する出資の一部については、「関係会社株式」に計上しています。

「関係会社株式」に計上されているSoftBank Vision Fund L.P.に対する現物出資は次の通りです。

SVF HOLDSCO (UK) LIMITED (旧 Arm Holdings plc)	467,689 百万円
--	-------------

### (損益計算書に関する注記)

#### 1. ブランド永年使用許諾料

「ソフトバンク」ブランドの一部に係る原則無期限の使用権の許諾の対価であり、当該対価は一括で受領しています。

#### 2. 関係会社株式評価損

主な内訳は次の通りです。

SB Neutron Holdings(UK)Ltd	247,618 百万円
----------------------------	-------------

#### 3. 関係会社との取引高

売上高	44,051 百万円
販売費及び一般管理費	12,418
営業取引以外の取引高	1,304,913
うち有価証券の売却	668,486
ブランド永年使用許諾料	350,000
有価証券の購入	156,263
受取配当金	67,601

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	11,162,425 株
------	--------------

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
関係会社株式	756,281	百万円
繰越欠損金	429,784	
グループ法人税制に基づく関係会社 株式売却損の税務上の繰延 繰延資産	105,719	
繰延資産	17,815	
その他	24,254	
繰延税金資産小計	1,333,853	
評価性引当額	△1,324,216	
繰延税金資産合計	9,636	
繰延税金負債		
グループ法人税制に基づく関係会社 株式売却益の税務上の繰延	△10,004	
特定外国子会社における売却益等 為替差益	△9,636	
△8,040		
その他有価証券評価差額金	△3,921	
その他	△3,923	
繰延税金負債合計	△35,525	
繰延税金負債の純額	△25,889	百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(注 15)	取引の内容	注	取引金額 (注 17)	科目	期末残高 (注 16、17)
子会社	ソフトバンク(株)	所有 間接 99.99%	ブランド使用料売上	4	43,437	売掛金	46,911
			ブランド永年使用許 諾料	5	350,000	流動資産[その他]	-
			短期資金の貸付 (回収との純額)		1,361,127	短期貸付金	1,361,127
			長期資金の回収 (貸付との純額)		177,373	長期貸付金	-
			利息の受取	6	12,888	流動資産[その他]	-
			被債務保証	7	6,405,175		
			増資の引受	8	623,462		
子会社	ソフトバンクグループ インターナショナル (同)(注 1)	所有 直接 100%	長期資金の回収 (貸付との純額)		824,860	長期貸付金	-
			短期資金の回収		6,390	短期貸付金	-
			利息の受取	6	14,575	流動資産[その他]	-
			長期資金の借入		220,142	長期借入金	220,142
			利息の支払	9	6	未払費用	6
			有価証券の借入	10	805,220		
			株式等賃借料の支払	10	69	未払金	69
子会社	スカイウォークファイナ ンス(同)	所有 直接 100.0% 間接 0.0%	増資の引受	8	419,620		
			長期資金の借入		839,396	長期借入金	839,396
			利息の支払	9	1,593	未払費用	1,527
子会社	ネットカルチャー(同)	所有 直接 100%	増資の引受		190,448		
			有価証券購入代金 の立替		216,701	流動資産[その他]	26,254
子会社	ヤフー(株)	所有 間接 43.0%	配当の受取		18,357		
子会社	SoftBank Group Capital Limited	所有 直接 100%	増資の引受	8	3,131,624		
			短期資金の貸付 (回収との純額)		19,123	短期貸付金	19,123
			利息の受取	6	3,116	流動資産[その他]	-
			短期資金の返済		206,915	短期借入金	-
			利息の支払	9	199	未払費用	-
子会社	SVF HOLDCO(UK) LIMITED	所有 直接 21.0% 間接 79.0%	配当の受取	11	2,546,119		
子会社	SB Cayman 2 Ltd.	所有 間接 100%	短期資金の貸付		814,436	短期貸付金	814,436
			利息の受取	6	4,320	流動資産[その他]	-
子会社	SB Neutron Holdings(UK)Ltd	所有 直接 100%	有価証券の譲渡	12	561,793		
			増資の引受		247,640		
子会社	SB INVESTMENT HOLDINGS(UK) LIMITED	所有 間接 100%	短期資金の貸付 (回収との純額)		541,899	短期貸付金	541,899
			長期資金の貸付		11,686	長期貸付金	11,686
			利息の受取	6	4,020	流動資産[その他]	140
子会社	SoftBank Vision Fund L.P.	- (注 2)	出資	13	469,215		

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(注 15)	取引の内容	注	取引金額(注 17)	科目	期末残高(注 16、17)
子会社	Foundation Holdings LP	－ (注 3)	増資の引受		168,457		
子会社	Kahon 3 Oy	所有 間接 100%	短期資金の返済 利息の支払	9	107,835 5,074	短期借入金 未払費用	453,089 －
子会社	Brightstar Corp.	所有 間接 100%	貸付先の変更 長期資金の貸付 (回収との純額) 利息の受取	6	117,800 10,739 288	長期貸付金 流動資産[その他]	18,592 －
子会社	SoftBank Group Capital Europe Limited	所有 直接 100%	短期資金の返済 (借入との純額) 利息の支払	9	8,087 1,505	短期借入金 未払費用	144,405 －
子会社	SB Group US, Inc.	所有 間接 100%	業務委託費の支払	14	5,435	未払金	5,473

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2017年4月24日を効力発生日として、ソフトバンクグループインターナショナル(同)はソフトバンクグループジャパン(同)を吸収合併しています。
- (注) 2. 出資コミットメント総額に対するソフトバンクグループ(株)のコミットメント割合は30.13%です。
- (注) 3. ソフトバンクグループ(株)の出資割合は100%です。
- (注) 4. ブランド使用料売上については、売上総利益の一定割合によっており、その料率は合理的な基準により決定しています。
- (注) 5. 取引条件については、第三者算定機関による評価を参考に決定しています。
- (注) 6. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- (注) 7. 金融機関等からの借入金等に対して、連帯保証を受けています。  
なお、保証料は支払っていません。
- (注) 8. 主にソフトバンクグループ(株)保有の有価証券の現物出資によるものです。
- (注) 9. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- (注) 10. 株式等貸借取引契約の内容については「(貸借対照表に関する注記) 2. 株式等貸借取引契約による借入金」をご参照ください。  
株式等貸借料については、外部金融機関との間で行う消費貸借取引を参考に決定しています。
- (注) 11. 有価証券を帳簿価額により受け取っています。
- (注) 12. 有価証券の売却価額については、保有する株式の売却時直近の市場価格を勘案して決定しています。また、投資有価証券売却益を229,005百万円計上しています。
- (注) 13. 主にソフトバンクグループ(株)の保有するSVF HOLDCO (UK) LIMITED株式の拠出によるものです。
- (注) 14. 取引条件については、交渉の上一般取引と同様に決定しています。
- (注) 15. 子会社で合同会社については、資本金等に対する出資割合を記載しています。
- (注) 16. 当期末レート1米ドル=106.24円にて換算しています。
- (注) 17. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていません。

## 2. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	取引の内容	注	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
役員および 主要株主(個人)	孫 正義 (孫アセットマネー ジメント(同))	被所有 直接 21.2%	経費の一時立替	1	236	流動資産「その他」	23
			設備使用料		46		
			預り保証金の返還		1	固定負債「その他」	174

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 設備使用料については、関係会社同様、利用割合に応じて決定しています。

(注) 2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,549円97銭
1 株当たり当期純利益	187円87銭